

平成18年 第3回定例会一般質問

○議長 本田 哲也君

それでは次に、2番、岡議員の一般質問を許します。2番、岡議員。

○議員 2番 岡 夏子君

2番、岡夏子、一般質問を行います。

通告書にしたがいまして、第1回目の質問といたします。

まず、最初に、障がい者福祉施策についてお尋ねいたします。

福祉サービス利用料の原則、1割負担が義務づけられた「障害者自立支援法」が施行されて、5カ月経過した現在、以下にお尋ねいたします。

1番目、町内の障がいを持った方々が、4月以降、経済的な負担により、施設などサービスの利用をやめたり、回数を減らしている実態をどのように把握していらっしゃるのか。また、この間、利用者負担の軽減については、協議がなされたのかお尋ねいたします。

2番目に、10月から段階的に実施される障がいの程度区分の認定や、事業体系の再編成について、進捗状況をお尋ねいたします。

最後に、町の障がい者福祉計画の見直しと、障がい福祉計画の策定に当たり、「自立と共生の地域づくり」のためには、当事者や家族の意見や要望が反映され、当事者などのチェックができるものでなければ実効性に乏しいものになると考えます。どのようにお考えでしょうか。

2番目に児童虐待防止の取り組みについてお尋ねいたします。

連日、育児放棄や、身体的虐待などに関する報道内容に、胸を痛めておりますが、子供の命と権利を守るための虐待防止施策についてお尋ねいたします。

1、昨年度における町の対応件数と内容についてお尋ねいたします。

2、相談や、支援に関する庁舎内外の連携はどのようになっているのかお尋ねいたします。

3、行政が窓口相談に対応する能力を高めるための課題について、また、DV対策や、子育て支援などの充実により、虐待防止につなげていくための課題などをお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長 本田 哲也君

執行部の答弁を求めます。環境福祉課長。

○環境福祉課長 木戸 哲雄君

お答えいたします。

要旨1点目の今回の法律改正に伴いまして、利用をやめたり、回数を減らしたりという実態把握の関係でございますが、きょう現在の実態といたしましては、芦屋町民の方で、一人、香月の施設に入所されてる方が、そういう理由でやめられたというふうに報告を受けております。

それから、町内の施設でいうならばみどり園というのがございますが、町外から通所されてる方で、4名の方がそういう理由で退所されたというふうに聞いております。

また、利用者負担の軽減についてですが、今回の法律のポイントは応益負担ということで、国は、国が示しておりますサービスに1割負担、それから施設につきましては、食事代や光熱水費は全部持っていただくという考え方ですが、これにつきましては、そういう方向でいかざるを得ないというふうに考えてます。

ただ今回の制度改正で、新しく市町村に義務づけられました支援事業というのがございますが、これにつきましては、とりわけ1割負担とかいうような提示はありません。市町村で判断するというふうになってますので、それについては、今、郡内を初め、論議、協議をいたしておりますけれども、いずれにしても他のバランスもございますので、これも1割負担ということで、とりわけ今回の法律改正に伴う軽減策については協議はいたしておりません。

それから要旨2点目の法律は4月から施行ということで、9月までは一部実施で、10月から本格実施に入るわけでございますけれども、それに伴います障がい程度に応じたサービス利用のための認定区分の判定を、現在、やっております、認定が必要な30名の障がい者の方の判定区分は、既に終わりました。新体系のサービスを受けていくということになるかと思えます。

今回の改正で、いろんな体系の再編を迫られておるわけでございますけれども、国の示しておりますサービス事業体系、行政事務的には、着実に進んでおるといふふうに理解をしておりますが、ただ先ほど言いましたように、町村に義務づけられました5つの事業につきましては、少し協議中ということでございます。

それからもう一つは、そのサービス事業を展開する事業者の問題でございますけれども、現に芦屋町には、すぎな園だとかみどり園だとか、作業所だとかいうのがございますが、この辺が新体系に伴ういろんな課題を、今、抱えておられまして、その辺につきましては、今、協議中であるというふうに聞いております。

要旨3点目の計画づくりのための意見・要望の反映やチェックというご質問でございますけれども、まず第1義的に、この計画の策定に当たりましては、策定委員会というのを町民の方を交えた中で、立ち上げるようにいたしておるところでございます。

もちろん、その中には、三つの障がい、いわゆる身体、知的、精神という方たちの代表の方や、実際お世話をいただいている民生児童委員の方、それから施設であるみどり園やすぎな園の代表、それから福祉をゆだねております社会福祉協議会の方、それから関係する行政機関、教育委員会、学務課、社会教育課、建設課、健康対策課、すべて連携した中で、まずその辺の意思を十分反映していくような体制を整えております。

それから第2段として、現在アンケート調査をやっておりまして、現在、町内には障がい手帳

をお持ちの方が786名おられます。全員の方に、郵送アンケート調査を行っておるところでございます。その辺で、ある程度のお返事は反映できるというふうに考えています。

またその間のチェックや、意見要望につきましてですけども、この審議会の途中で、インターネット上での公開や、パブリックコメントを入れながら、できる限りの手法で、そういう意見や要望、チェックなどにつきまして、体制を整えていきたいというふうに考えています。

件名2点目の児童虐待防止の関係でございますけども、昨年の対応件数ということで、ご存じのように、昨年平成17年4月から「児童福祉法並びに児童虐待の防止等に関する法律」というのが改正されました。

この改正のポイントは、今までそういうことがありましたら、余り自治体ではせずに、児童相談所や関係機関にこうやるというのが、今まででありましたが、この法律によりまして、ある程度、自治体でやんなさいというのがこの法律改正のポイントでございます。いわゆるそういう窓口を市町村に、通告窓口とするというのが大きなポイントでございます。

その初年度に当たる17年ですが、総合計的には、13件、見守りが9件、一時保護が2件、施設入所が1件、DVの相談が1件ということで、この13件の件数につきましては、極めて深刻な件数でございます。見守りということではなくて、どう対処するかという状況でございます。

18年度、ちなみに着実にふえておりまして、大変、私どもも危惧をいたしておるところでございます。

それから要旨2点目のいわゆる連携体制はどうなっているかということでございますが、今、言いましたように、通告窓口になったということで、まず相談員っていいですか、行政の担当者を決めまして、その担当者を中心に、そういう通告がありましたら、情報収集、それから関係者を集めてのケース会議ということで、その対策を練っております。

ちなみに、ケース会議のメンバーといたしましては、児童相談所、それから県の福祉事務所の児童相談員、それから実際見守りに当たっていただいております町内の児童民生委員の皆さん、それから警察の方にも、今、相談員というのがございます。

そういう関係機関との連携、それから地域的にいうならば、学校や保育所、幼稚園、教育委員会、保健所などの関係機関とケース、ケースに応じて、会議をやって、対策をしておるところでございます。

それから3点目のそういう窓口をやる上での課題ということでございますけども、まず第1点目の課題は、相談体制っていいですか、どう相談、まず一番最初に相談なくしてなかなか進まないわけですから、そこでの相談員の資質向上というか、この辺を十分図っていかないと、普通の心配ごと相談とは少し違うわけでございますので、その辺の力量を高める上で、職員の資質向上

を研修等々を通じて図っていききたい。本来なら専門員を設置していただきたいんですけども、なかなか現下の情勢からなりませんので、そういう内部努力で、何とか改善を図っていききたい。一つの大きな課題というふうに思っています。

それと同時にやはり基本的には、早期発見早期対策が一番、重要でございます。早期発見のためのもう少し、いわゆる組織的なそういう先ほどチーム会議といいましたけども、そのときそのときではなくて、常にそういうチームを組んだ、ネットワークを組んだ組織づくりが必要だろうということで、その準備は現在しております。

あと早期対策につきましては、なかなか人権問題や、プライバシーの問題等もございまして、どうやっていくかというのは非常に大きな壁がございますけども、何とか、そういうことをクリアしながら、対策を練っていききたい。

課題はたくさんございますけども、できる限り現状で、その辺は対応していききたいというふうに考えてます。

以上です。

○議長 本田 哲也君

岡議員。

○議員 2番 岡 夏子君

2回目の質問に入ります。

担当課が、環境福祉課ということで、課長には、ご答弁に誠実に答えていただいているようで。ちょっと確認、ちょっと早口のところで、私が書きとめられなかったところ、一つだけ確認したいんですが、虐待防止の取り組みの中で、最初の件数は13件というのはわかったんですが、その内訳が、この内容がどういう、見守りとかいうこの内容区分の意味がちょっとわからなかったもので、できればもう一回ゆっくり、内訳を教えてください。

○議長 本田 哲也君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 木戸 哲雄君

先ほどの件数の内容でございますけども、見守り9件の内容ですが、父親からの暴力が1件です。母親からの暴力が1件、いわゆるネグレクトというものが7件ということでございます。

一時保護につきましては、これはもう親子切り離しといいますか、施設に送らざるを得ないということが、2件あったということでございます。

それからもう完全にもう施設に入所というか、それが1件あったと。後は相談として、DVという関係が1件あったとそういう中身でございます。

以上ですが。

○議長 本田 哲也君

岡議員。

○議員 2番 岡 夏子君

わかりました。

まず障がい者福祉計画の施策についてですが、負担軽減については、まだやっていないというよりは、いろんな共同での経営の部分もあったりして、難しい部分もあってやってないということの回答がありました。これは、単町で当然、関係する1市4町だとか、4町の部分があるんだろうと思います。その分については、協議が進んでないというよりも、協議は一切してないということなのか。そのことを一つ、質問しますのと、こういう負担軽減の分については、後ほど申し上げますけど、国において、この見直しの動向、各全国的にも、少ない数ですけど、負担軽減をやってる自治体などがありますけど、国においてこの見直しの動向というのは、どのように見ておられるのか教えてください。

○議長 本田 哲也君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 木戸 哲雄君

今回の法改正の中で、まず自立支援給付というのがございます。これは法律に基づく国の事業でございまして、それに対しては、国が明確に示しているのは、1割負担ということでございます。

それから先ほどの施設入所、または通所に伴う給食や、光熱水費の自己負担というのも、これも決まっておりますので、これにつきまして、大変だから横出しするとかそういう考え方はないと。これにあわせていこうということでございます。

もう一つ、地域生活支援事業というのがございまして、これが先ほども言いましたように市町村がやるべき事業ということに義務づけられました。これにつきましては、国の方も、何ぼ取りなさいとかいうのは言ってないわけでございまして、それをどうするかというのは、先ほど言いましたように、郡内で、いわゆるサービスの格差が出ちゃいかんのやないかと、やはり自治体は同じようなサービスをすべきやないかという視点で、最低限郡内は足並みを揃えろということで、その部分について、今、協議をいたしておりますが、きょう現在では、やはり先ほどの問題もありますので、1割負担というのはやっぱり取らざるを得ないんじゃないかと。やっぱり応益負担、やっぱりサービスを受ける以上は一定の負担をいただくというこの原則で、これも行かざるを得んではないかなというふうに思っています。

もちろん、今回の制度改正で、応益だけじゃなくて、応能負担というものもございまして。いわゆる所得に応じて負担をしていただくという考え方も残っておりますので、その辺で、十分カバーできるんじゃないかというふうに、現時点では思っております。

以上です。

○議長 本田 哲也君

岡議員。

○議員 2番 岡 夏子君

国でまあ決まってるからということが、大前提にあるようですが、先ほどから言いますように、始まってから5カ月になりますけれども、私、個人的には、余りそういう立場、あるいは場所に近いところにはないので、どうしてもこういう声を出すのに、現場をやっぱり調査するというところからでは、個人的には、数人とあと施設の方です。町内でありますと、みどり園とその横にあります遠賀作業所ですか、小規模の作業所あたりの責任者の方とか、いろいろ話しし、1市4町ですか、4町で経営している重度身障者のデイサービス「さくら」というところにも、前回の6月議会で、たしか川上議員が、現場のことを詳しくおっしゃってましたので、中身を言うつもりはございませんけれども、そういうところをこう回っているいろいろ現場のお話を聞いている中では、先ほど課長がおっしゃったように、実際、町内の施設であるみどり園では、町内利用者はそのまま継続して利用していただいているけれども、ほかのいわゆる町外からこの芦屋町のみどり園を利用されてる方で、4人ほどやめられてると。そのことは、私も、説明を受けましたけれども、やはりその内容たるや、もちろん負担が大きくて、結局、家で見るとしかないと。

そういうことを考えたときに、確かにいろんな施設では、単町でほとんど受け入れ不可能な部分を抱えていますから、4町で協議するとか、あるいは4町で協議しただけでも、この財政難ですから、例えば県にいろいろ行政サイドで、全県的に県に、現場の声を、そういう反映する意味で、この何とか、県が市町村と折半するような形ででも、軽減措置をしてくれとか、そういう行政サイドの働きかけというのは、例えば国に対しても含めて、あってるんですかということをお尋ねいたします。

○議長 本田 哲也君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 木戸 哲雄君

今回の法改正で、私たち自治体に働く職員も、なかなか中身がわからないということで、再三、その説明会というのは、県レベルで行われております。

もちろんそれにも参加しまして、国の方からも説明をしますし、県の方からも説明しますが、その折に、担当者としてのそういう希望ちゅうか、これはひどいんじゃないとか、この辺はおかしいとかいう意見は、担当レベルでは十分、申してきたつもりでございますけれども、なかなか制度でございますので、難しいという話しかなくなってない。いわゆる自治体としてのそういう要望等については、現在のところ、考えておりません。

以上です。

○議長 本田 哲也君

岡議員。

○議員 2番 岡 夏子君

この部分だけ、やりとりしても時間がないところですが、ただ、どうしてこういうことを何回も聞くかといいますと、これも私、報道関係でしか入手してない部分ですけど、4月以降、もう一番先にそういう末端の利用者の方の自立支援が、まさに疎外されるという視点で、都道府県のところで軽減措置をしてるところが実際あるものですから聞いたんですが、まず京都府と、市町村では、この中身が本当に、こう複雑ですから、わかりにくいかもしれませんが、一般のいわゆる所得者の上限額が、最高3万7,200円ですか、その金額に対して、京都府では、その市町村と折半で、半額を補助しましょうと、いわゆる半額はご本人に払ってもらって、その残りの半額を府と市町村で折半しましょうということをやっております。

それで、その府の知事さんのコメントがちょっと載ってたんですけども、低所得者や、重度障がい者が必要なサービスを利用できなくなれば、自立支援という施策の基本方針に反する事態になると。まさにご自分の立場で、府の障がい者に対する施策を守ろうとするあらわれではないかと思います。

それと、大分市と福岡市では、やはりその負担額の上限の分の半額を軽減しますと、半額に軽減します。大分県の方では、通所授産施設、ここで言えばみどり園になろうかと思えますけど、その利用者に、1日350円の奨励金というのを、県と市町村で折半、これもしてます。

宮崎市は、今度、負担額を、10月からですけど、半分、そして来年は3分の1というふうに、段階的に、いわゆる何ていうんですか、激減緩和というものだろうと思えますけど、そういうふうにしてなるべく、負担をずっとカバーしていくというのではなくて、現場を見た、あるいは現場の声をやっぱりどれだけ聞いているかということところがこういうところに出るのかなと。

もちろん芦屋町の窓口で、窓口に対して、現場を見とらんとか、そういう意味ではなくて、やはりいろんな努力をして、それはやはり本人たち、当事者の声が届くからそういうふうになったんではないかなというふうに考えると、現場との多分いろんな声、何ていうんですか、直接的なやりとりがこの時間のない中で、果たしてやられたのかなという、そういう気持ちがします。

次に、質問いたしますが、この9月議会の議案の中に、先ほど芦屋町の障がい者福祉計画をつくるための策定委員会の設置条例というのが上がってきてますが、その中で、一応、12名という委員さんは決まってるんで、先ほどその内訳的なのを、ちょっとこれも早口でしたので、全部は書きとめられてはおりませんが、いずれにしても、三つの障がいの代表者の方、いわゆ

る保護者にしろ、施設関係者とか、そういういわゆる当事者に一番近いところにいらっしゃる方々が、入っているということでは、この12名という策定委員の数も、もちろん多いに越したことはございませんけれども、よその自治体などをちょっと調べてみますと、5人だったり、7人だったりした数字から見ると、かなりやはり今回の問題点で、現場のそういう委員会に参加するという趣旨が、町の姿勢があらわれて、ちょっとそれはほっとしてるところですが、何しろこの9月議会にこれが出まして、10月から、早くて、その委員さんの選定やらしますと、早くても10月からかなと。

そいで自立支援法に基づく福祉計画ちゅうのは、今年度中に策定しなさいと。しかも行革のあれと一緒に、ちゃんと数値目標を上げてと、そういうことでは、若干時間的な制約の中で、何回ぐらいやれるんだらうか、メンバーたくさんいらしても、逆に短期間では、内容がどういうものが、私もよくわからないところはあるんですけど、時間的なのと、その回数的なのというか、そこら辺はどういうふうを考えてらっしゃるんでしょうか。

報酬の件もありますから、多分、回数あたりもある程度算出されて、報酬額を出されてると思いますけど。

○議長 本田 哲也君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 木戸 哲雄君

会議のあり方といいますか、この計画は、来年の3月31日までに策定というのが、義務づけられております。これが国が示しております障がい福祉計画というものでございます。

そのほかに芦屋町では、以前からつくっております障がい者福祉計画というのがございます。

基本理念としては、この障がい者福祉計画で、十分理念としてはうたってあるというふうに思っています。

あと国が示してます障がい福祉計画というのは、具体的に何をやるかという計画、いわゆる実施計画みたいなことでございまして、例えば、ホームヘルプサービス事業をどのぐらいやるかだとか、そういう計画でございまして、非常に4月の法律改正からばたばたところ義務づけられてまして、時間的にも、私ども心配はあるんですけども、何とか3月いっぱいやりあげていきたいと、基本的には考えています。

回数的には、四、五回、回数も予算的には、そういうことで設定はしてはありますが、必要に応じて、何回もやっていかざるを得ないというふうには思っていますけども。一応予算的にはそういうふうには考えてますし、精いっぱい限られた期間ではありますけども、やっていきたいと思っています。

以上です。

○議長 本田 哲也君

岡議員。

○議員 2番 岡 夏子君

期間も気になるところですけれども、それが私たち一般的に健常者といわれてるところで、この内容がもう本当、私もまだ半分理解してない部分のところも実際あるんですけれども、これが、例えばこれ障がい者を理解する。わざわざ障がい者だからということではなくて、実際まだまだ障がい者が地域に、実際まだ、地域で生活できてないからそれを今からするんだよと、障がい者の自立に向けた名前のとりの法律なんですけれども、現実には、やっぱり障がいがあってもなくても、みんなで肩を寄せ合って、この町で暮らしていくんだよというその基本の法律なんですけれども、実際、そういうのがきたときに、なかなか私たち健常者という立場の方が、そういう方々を理解するとかいうことが、まだまだできなくて、現実にはいろんなこう差別とか、偏見とかいうことを聞きますけれども、そういう部分のいわゆる意識改革です。むしろ健常者の方に課せられた意識改革みたいなところもあるし、あるいはもう自然発生的にいろんなトラブルも含めてやっぱりこれは、乗り越えていって、共生の社会をつくるっていうことになろうかと思えますけれども、そういう部分では、社会教育あたりのところがかかわっていらっしやるんでしょうか、今のところ。ちょっと参考までにお尋ねします。まだそこまで行ってないのかどうか。

○議長 本田 哲也君

社会教育課長。

○社会教育課長 内海 猛年君

まだ行っておりません。

○議長 本田 哲也君

岡議員。

○議員 2番 岡 夏子君

こういう法律が本当にあれこれあれこれ上から本当に降ってくるような状況で、現場の方はもう行政の方もかなり混乱されてたり、仕事もかなりハードなものになろうかと思えますけど、とにかく国の、いろんな国に対して、思いとかその障がい者の方たちは、やはりもう財政減らしのために、自分たちにもっと我慢せえと言われてるんだというふうに、やっぱりそういう声をたくさん聞くんですけれども、理念としては先ほど言いますように、今までそれぞれ別々で、どちらかという、教育も含めて、隔離的な教育がされた中で、自立支援法の理念ていうのは、私も賛成してますけれども、何分にも、今までの措置制度のあれが長かったっていうのと、現場でなかなかその当事者の方たちが、不安が先に来て、理解したり、あるいは相談したりとかいうそういう部分が本当に不完全な中で、すごくいまだに現場が混乱してるんじゃないかなという気がしま

す。

それと、一つ、ちょっと前後しますけれども、先ほど芦屋町の障がい者の方、いわゆる手帳発行していらっしゃる方は、三つの障害あわせて786人ということをおっしゃったんですけど、私がたまたま持つてる資料が、これ、平成10年から15年までの過去の6年間の福祉計画というものなんです、これ実際、16年と17年がなくて、ちょっと空白だったので、そこを追究つもりはありませんが、ちょっと間が、空白があってますが、この内容、見たりあるいはその当時の障がい者に対する手帳の発行などを見たときに、これはあくまでも、手帳発行した方ですから、そうじゃない、いわゆるそういう1級、2級程度の方であっても、これも私も何人かから声を聞いたんですけども、実際本当に重度なんですけれども、手帳を発行していただいても、何のメリットもないというふうにお考えの方、それは私も中身がよくわかりませんが、そういう声と、それとやはり行政に行って、当時者でなくて、家族の方であれ、保護者の方であれ、やはりお役所に行ってもその手続をするということが、特に、精神関係の疾患の方に関しては、やっぱり抵抗があるということでは、本当にこう、ここに出てこない数字っていうのは、もう何倍かなというちょっと想像を絶するんですけども、9年前のこの調査のときと、先ほどトータルでは、おっしゃいましたけれども、種別で見たときに、例えば平成9年で、身体障がい者の方の手帳交付が、そのときは、18歳未満が14人、18歳以上65歳未満が228人、そしてちょっともう一つランクがありまして、65歳以上が297人。これは身体的な障がい者として発行された方がトータルで539人。

そして、もう一つ、いわゆる知的障がいの方に関しては、18歳未満は17人、そして18歳以上65歳未満は当時56名、そして65歳以上は0となっています。

そしてもう一つ最後に、精神障がいの方の福祉手帳の発行数が、当時、平成9年ですが、1級、2級、3級とありまして、1級が2名、2級が8名、3級が2名というふうに、先ほど申し上げましたこの精神障がいの方に関しては、トータルが12名という数字的には一番小さい数字なんですけれども、それが先ほど課長がおっしゃった786人は、それぞれこうあてはめていったときに、その数字を言ったらまた時間がかかるので、やはりちょっと私が一番気になるところで、その精神障がい者のところがかなり数字は12という数字なんですけど、今回、45名という数字を内訳的に聞いてるんですけども、それで、この数がどうなのかっていう判断っていうのは、簡単にはできないし、専門家でもないんですが、ただ、私がいろいろ、特に水巻町にあります精神障がい者の作業所ですか、「はまゆう」、あちらに参りまして、関係者の方にお話を聞いたときに、こういう説明をしていただきました。

これは、家族会の方で、資料をいただいた中で、いわゆる手帳をお持ちでない方、いわゆる通院したり、そういう方っていうのを、一応、芦屋町のところでは通院されてる方が400名、そ

して、1市4町でしたときに、1,400名からいっちゃうと。そういうウエートのことを、人口、何ていいますか、人口をこう案件でこうあれしたときに、芦屋はちょっと高いんですよという、ちょっと雑談的な話のところだったから、一応、数は一応把握してますけれども、そういうふうに、目に見えない今、まさにうつが子供から高齢者まで幅広くうつ状態の人が多いうつというふうに、いろいろ報道されてますけれども、そういう意味では、本当にストレス社会の中で、私たちもそういう状況に入る、陥る可能性は大ですし、けがとか事故にあえば、もうあしたから身体障がい者になると。

やはり私たちがそういうことを常にやっぱり意識として持っていれば、もう少し、障がい者の立場の方の位置的な部分、あるいはそのいろんな支援も含めて、制度ももう少し進むんじゃないかなって反省しながらですが、いずれにしましてもその今から計画もつくっていきますし、そしてこれは施設も本当に、まだ来年度の予算もはっきりしないからもうやっつけていけるかどうかかわからないんですよっていう施設の方ばっかしでしたから、本当に現場っていうのは、もう混乱のきわみに至ってますけれども、国の方もまだ、決定してない部分もたくさんあるようですし、とにかくやりながらこう見直して、こうやりながらこう修正していこうというそんな状況じゃないかと思えます。

そういう意味では、今の段階では、実態調査を、いわゆるデータベースとしてやっていくんだということでは、また今後もこの問題に関しては、町民あるいは議会あたりにも公表をしていただいて、そのための、私たちのその意識改革ということも含めて、よろしく願いいたします。

それと、虐待防止についてですが、先ほど芦屋の昨年度の対応件数と内容のところ、具体的に実母あるいは実父、いわゆるお母さんからとお父さんから受けられたそういうのをちょっと詳しく言っていたんですけど、もともと虐待の定義とかいうのが、数年前からこういろいろ言われてる中で、やはり一番多いのが、身体的なやっぱり暴力じゃないかと思うんです。

その中で、特に報道何かで、よく載ってますのは、自分のお母さんであったり、お父さんであったり、あるいはそこに住んでる同居人の男性であったりとかそういういろんなケースがあるんですけど、そういう身体的なケースと、あるいは食事を与えない、世話をしないというネグレクトという言葉がよく使われますけど、育児放棄です。そういうケースもよく新聞などで見ます。

そして、これはわいせつな行為ということでは、幼児に対するそういう行為が問題になってるということと、これは最後にありますけど、心理的に傷つける言動、こういう定義はあっても、これなかなか多分私も、子育てしてるときに、かなり心理的に傷つける言葉っていうのは、吐いてきたんじゃないかなっていう気はしますが、それがその子にとって、トラウマになったりとかそういうことが、成長してからそういうのが出てきて、いろんなケースに発展するということが

言われています。

それで、先ほど来、児童福祉法の改正並びに児童虐待法の改正によって、今までは、小規模の自治体、特に児童相談所とかそういうところを持ってない自治体は、そういうケースがあったら、とにかくにも関係所管の方に通報しなさいと、しかし、やはり後のフォローとか、そういう方たちが地域で、今後やっぱり回りがフォローしたり、生活を続けていくためには、やはり末端の行政の窓口っていう重要性、かかわり方の重要性っていうことで、窓口を設けるように義務づけられたことでは、本当にどこも行政改革で、職員の削減とはいいいながらそういうやらなきゃならないことがある中で、大変だろうとは思いますが、この児童虐待に関して相談を受けるためには、それなりの研修を受けなきゃいけないということで、先ほどそういう研修なども課されていくっていうふうにおっしゃってましたけど、これはそういう児童虐待の改正になる前から、やはりこの児童虐待に対する職員担当課の研修とか、そういうのが大体、県のアスバル、春日にあるああいうところはもう定期的にやってるんですけども、研修を。そういうところには行っていらっしゃるのでしょうか。担当課の方が。どういう立場の方が行ってらっしゃるのか、あるいは行ってないのであれば、そこら辺を教えてください。

○議長 本田 哲也君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 木戸 哲雄君

17年度の法改正以後に、自治体の要望もたくさん出まして、その辺の研修機会はかなりあっております。

時間等許す限り、担当者に行かせて、研修をさしておるところでございますけども、一人が担当で、それだけがという対応もなかなか難しいというか、やっぱりそこに携わる全職員もある程度一定のレベルを上げとかないかんという課題もございます。

そういう課題、冒頭も言いましたけども、そういう研修機会は、あれば、積極的に参加させるようには指導はしております。

以上です。

○議長 本田 哲也君

岡議員。

○議員 2番 岡 夏子君

議長、何時まででしょうか。私の持ち時間。

○議長 本田 哲也君

40分です。

○議員 2番 岡 夏子君

40分でしたっけ。

○議長 本田 哲也君

なるべく、岡議員、質問に徹してください。できるだけ質問、一般質問でございますので、質問をされるように注意がけていただきたい。

○議員 2番 岡 夏子君

研修の内容について、例えばDV対策、夫とか、恋人からの暴力を受ける。そのいわゆる対策に関して、研修を行っていらっしゃるのか、職員のです。というのは、虐待の中でやはり相当な関連性を持つものだと思いますけれども、そこら辺で、実態の先ほど、昨年度は1件だけ、そういうケースがありましたということでしたが、そのDVに関しては、これもっとある意味、専門性の高い研修を要するものだと思いますけど、そのDVに関してはどうでしょうか。

○議長 本田 哲也君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 木戸 哲雄君

先ほどの研修は、初歩的研修といいますか、接遇研修に近い研修がほとんど、現時点ではです。あとそういう専門研修をどうやるかというのは、かなり、県レベルというか、全国レベルです。

そういうのではやっとならぬんですが、身近ではそういう機会がありませんので、これは国や県に要望して、やはり資質を高めるためにそういう機会をつくってくれというふうには要望はしております。

ただなかなかうちも専門員を設置してないものですから、一般職で対応という業務の中で、どこまでそれができるのかというまたこれも課題はあります。

そういったこともありますけども、そういう機会は設けていただくようには強く関係機関には要望しておるところです。

以上です。

○議長 本田 哲也君

岡議員。

○議員 2番 岡 夏子君

質問します。

町長にです。以前この今、課長がおっしゃった専門の係りがいないということで、2年ほど前に、DV対策に関して、女性政策係ぐらいでも設置していただけない、課は無理でも係を設置していただけないんでしょうかということと言ったら、とにかく財政が厳しいときですから、もう少し財政が許せばというふうな回答をいただいた記憶があるんですけども、担当課のところ、別に私、何ていうんですか、フォローするわけじゃないんですけども、この児童虐待にしろ、

障がい者福祉にしる、大きな問題ですし、ものすごくやっぱり労力とといいますか、当然時間も人もかかるところですけども、やはり芦屋の場合は、特に男女共同参画の社会に向けた取り組みがまだちょっと周辺地域と比べて、かなりおこなわれているような気がしますが、そこら辺は、再編、機構の再編じゃなくても、そういう女性政策係的なそういうのは、やはり必要と感じていただけないでしょうかどうでしょうか。町長にご意見をお尋ねいたします。

○議長 本田 哲也君

町長。

○町長 鈴木 清吾君

そのこと自身、別に不必要だと思いませんが、先ほどから議員、ご指摘のとおり、今、国の方でも本当に財源、この行財政改革で、地方交付税の削減、皆さんが言われてるのは、芦屋町の財政のこと、ずっと言われてるわけでありまして、徹底的に今、削減が行われております。

しかし、逆にする仕事については、そりゃ議員さんも、ご指摘のとおりであります。

もう地方自治体が一番、前線になります。皆さん方、障がい者自立支援計画の中でも、私も欠陥法の一部じゃないですかというのを、障がい者の冒頭のごあいさつのときにもさしていただいたんですが、そういうようなご指摘もあります。

結果的に切られた方々が、救いを求めて、一番最前線の町村の方に、国から、県から切られたんで、その何とか助成をお願いをしたいということで、実際、受けまして、本当、自分自身が心が痛みながら、余裕があればぜひしてあげたいとあります、いろんなことで。今の女性担当者的話だけでなく、全般的にいろんな施設からと要望受けてます。切られたんでこれを何とか町村であつたりとか、ある意味では町長会の方にもこれ切られたんで、これだけは何とかできないでしょうかと。

余裕があれば、出してあげたいわけでありまして、我々にも皆さん方が、議会の方、ずっと言われてますけど、財政計画、大丈夫か、大丈夫かということで言われてました。

本来、当然切れるものは、職員も、申し上げたように半減していきますと。そういう状況にあります。

と同時に、今、言われたようなこともどんどん出てきますけども、今、我々が急いでるのは、75歳以上の方の国保からまた後期高齢者保険っていうもの新たにでき上がります。これの職員の派遣を、これは広域でやろうてことですから、県を主体として、市町村全部やる。そのための準備委員会をつくるために、各町から今、各町ちゅうよりも、遠賀郡の中から、1名、職員を出してくれちゅうことで。結果的に、高齢者のことも支援センターにつきましても、保健師を出してくれと。今までなかったようなここ数年で、いろんな事業があつて、しかも国の方はいろんな法律をつくって、全額補償してくれて、今のいろんなことについても、全部国の方である程度、

地方に仕事をしていただいて、お金は全部面倒みますから、ぜひやってくれってことであれば幾らでもできるんですけども、財源の方、もう徹底的に切られます。

もし、補助金を出したとしても、今言ったように、2分の1ぐらいが国が出す。あとの2分の1は、自己負担であったり、結局、最終的には市町村の、本人負担も1割ぐらいありますけど、あと残りは、市町村の方で負担を求められてるということがございました。

気持ちは、痛いほどわかるわけではありますが、先ほどから逆に議員さんが言われた財政大丈夫か、大丈夫かっていうことで言われておりますけれども、我々としても、財政さえ許せば、そういうところも何とかやっていきたいちゅう気持ちありますけども、まず、前回の答弁と同じかもしれませんけれども、なかなか厳しいものがあって、そう言いながらも絶対必要なものについては、財源がなくてもやらないけないところはあります。

ただ今、女性の、政策担当の女性が要るのかどうかについては、今、答弁することは、明確な答弁は差し控えたいと思います。

それと男女共同参画のものが遅れてるということでもあります。確かにそれも遅れております。ただ我々は慎重を期して、今、やっております。男女共同参画については、これはまだ決まっておりますが、先般の庁議の折でも、まあ例えば女性のそんな委員会というか、町づくりの委員会をつくったらどうかということについても、担当の方で、今、議論している最中でありまして。

決してこれをおざなりにして、一切議論をしておるということではございません。今、慎重を期して、いろんな議論しとるちゅうことだけは、この機会を通じて議員さんにご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

岡議員。

○議員 2番 岡 夏子君

回答は求めませんが、先ほど、るるいろんな自治体のいわゆるどこも国から切られております。財政を切られてるから、そんなに裕福なところっていうのは、よほど東京とか、ああいう都市部しかないわけですけども、やはりこの芦屋町の総合振興計画、最近、後期基本計画の見直しもされまして、この中にやはり、社会福祉の中に、ちゃんとうたってあるんです。これが具体的にそのいつまでに、どうするということはないにしても、住民が年齢や障がいの有無を超えて、地域社会とともに安心して暮らし、生きがいを持って社会参加できるための条件整備を推進します。この言葉はすごい高い理念ですよ。

そして主要施策としては、ノーマライゼーション、共生の推進として、障がいのある人もない人も、またすべての人がともに社会参加できる町づくりを目指して、地域福祉計画の策定を検討

します。また芦屋町にはこの地域福祉計画は、全然着手されていないようにとらえております。

障がい者福祉の充実に関しても、障がい者福祉計画の見直しを行い、これまさに今、やろうとされてますけれども、障がい者福祉の充実を図ります。障がい者に対する住民の理解と、認識を深め、助け合いの心を醸成するように努めます。

これが本当に、いわゆる皆さん、いつもおっしゃいますマスタープランに沿って、粛々とやっていく中身ですけど、ただ悲しいかな、これをどういうふうにするというのはここにはありません。

それが今、一方では、芦屋町の障がい者の福祉計画を今からつくりますと、そういうことですが、ここではそのお金がないからとかいうことは通用しないと思います。

これはしなきゃいけないことだろうと思いますので、その優先順位、いわゆるすべて何をするでも、人、もの、金が要るとはおっしゃいますけれども、そういう財政がないときに、まさしく地域との協働するための、じゃ町が地域に対する協働の取り組みが、じゃ進んでるかというところも進んでない。もう八方ふさがりの状態のような気がします。

あと最後に、一つ提案といいますか、これは国策のところ、今、出てるので、質問と提案にさせていただきます。

政府が、6月にまとめた新しい少子化対策では、子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークが盛り込まれました。

子育ての不安の解消や、児童虐待予防、育児に慣れていない親を、専門家や、必要なサービスにつなげるのが目的です。

厚労省は、生後4カ月までの乳児のいる全家庭を、専門スタッフが訪問する「こんにちは赤ちゃん」事業を設置する方針を決めました。

市町村事業に国が一部補助する形で、来年度、概算要求に盛り込んでいます。

この事業について、乳幼児の虐待防止のためにも、ぜひ取り入れてほしいと思いますが、この内容についてご存じでしたか。そしてこの内容についてはぜひ検討の余地があるのかお尋ねいたします。

○議長 本田 哲也君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 木戸 哲雄君

制度の概要については、見さしてはいただいておりますけれども、それをどうやっていくかは、今後、検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長 本田 哲也君

岡議員。

○議員 2番 岡 夏子君

ぜひ新年度、これが決定することであれば、お金がない、お金がないという芦屋町ですので、少しでも補助のある事業ができれば、それが児童虐待の一端を担うことになろうかと思えます。ぜひ検討していただきたいと思えます。

最後に、日本では、児童虐待の防止に乗り出してまだ日が浅く、諸外国でも取り組みが難しいようです。密室での行為ということでは、なかなか外に見えにくく、悲惨な死亡に至るケースや、病院からの通報などによる報道でしか私たちには知ることはできませんが、子供たちの命を守るという視点から、家庭外で、子供たちと接する学校や保育園、幼稚園などにおいては、早期発見、早期通報がスムーズにいくような研修を重ね、緊急性を認識してほしいと思えます。

地域においては、子育て中の保護者が、孤立しないような環境整備を行政と住民がともに協力して、芦屋町の子供たちを育むための事業を取り入れていくことが必要であると考えます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 本田 哲也君

以上で岡議員の一般質問を終わりました。